



令和7年度地域づくり推進員等研修

「社会モデルで考える」 ためのレッスン

～合理的配慮の理解と活用のために～

松波めぐみ
(大阪公立大学アクセシビリティセンター)

本日、お話ししたいこと

- 「障害の社会モデル」で捉える大切さ
- 障害者権利条約のポイント
- 障害者差別解消法と「合理的配慮」
法や条例はどのように役に立ちうるのか？
- 差別の事例 ~何が変わりにくいのか？~

自己紹介

- ・ 1967年生まれ 会社員だった20代、車いすユーザーの友人ができる。
- ・ 1999年 31歳で大学院へ。「障害の社会モデル」に納得。介助を始める（～最近まで）
- ・ 2006年夏、障害者権利条約のアドホック委員会を傍聴
- ・ 2008年から京都府で、差別禁止の条例をつくる運動に参画。

⇒障害者権利条約、障害者差別解消法等をいかに普及させるか？がライフワークに

30年前の 忘れられないひとこと



「でもな、めぐみん。

私らがあきらめずに出かけ
れば出かけるほど、

他のお客さんは障害者を見慣
れるやろ？」

私らが駅を使えば使うほど、
駅員さんは、エレベーターの
必要性がわかるやろ？」

友人の言葉から受け取ったもの

- ・ 「自分らしく生きる」と「社会を変える」ことは繋がっている
- ・ 自己犠牲でなく、「おいしいものを食べたい、ライブに行きたい」という自分も大事にできるアクション
- ・ 好奇の目。躊躇する気持ちを振り切って、街へ出ていく。

そのことが、他の誰かにとっても「外に出やすい」環境になっていく。

(紹介①)

『「社会モデルで考える」 ためのレッスン』

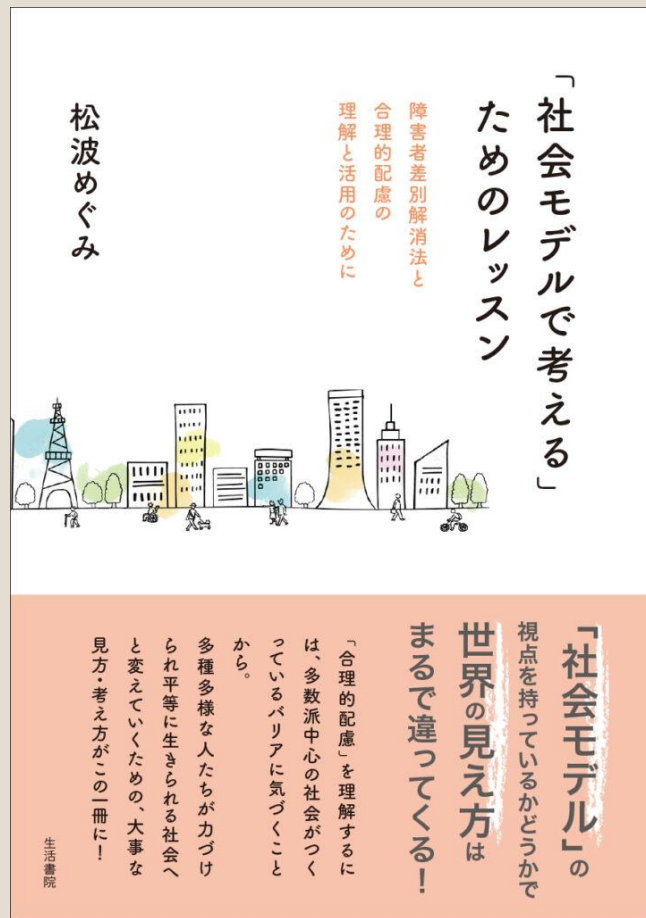
(松波めぐみ)

2024年7月末刊行

生活書院

「合理的配慮」を理解するには、
多数派中心の社会がつくっているバリアに
気づくことから。

多種多様な人たちが力づけられ、
平等に生きられる社会へと変えていくための、
大事な見方・考え方がこの一冊に！



(紹介②)

『障害のある10代のための 困りごと解決ハンドブック』

(野口晃菜・松波めぐみ)

2025年4月刊行 現代書館

学校・友だち・恋愛・家族・進路進
学・はたらくこと

など9つのテーマに対応！

総ルビ、全ページにイラストつき！

障害のある先輩たちのリアルな経験
も多数紹介し、役に立つ相談先リスト
も掲載しています。



ちょっと考えてみる

- ・ 「合理的配慮」という言葉が知られ始めたのは2015年ごろから。

では、それまで日本の社会には、合理的配慮は「なかった」のでしょうか？

もちろん、そんなことはない

- ・ 1990年代に、駅員4人による介助で、駅の階段を上がっていた友人
- ・ 半世紀前にも、「点字での大学受験」を認めさせた人がいた

それはつまり、

障害がある人が、「そんなことは無理だ」

「あきらめるべき」と言われていた時代でも、平等に生きることを願って、努力を積み重ねてきた人がいた。それを応援する人もいた。

それで、社会は少しずつ、変わってきた。

昔は「お願い」や交渉をたくさんしないとできなかったことが、法律で「義務」になったのが今。

障害のある人の人権・現代史①

- ・ 1970年代 障害者自身による運動の黎明期

例： 「減刑嘆願運動」への異議申立て

府中療育センター闘争

- ・ 1980年代～ 交通アクセスを求める運動

地域で生活する重度障害者が増加

その後、精神障害のある人の運動や、知的障害者の
当事者活動

- ・ 2000年代 公的な**介護保障**制度が整ってくる

障害のある人の人権・現代史②

- ・ 2006年 国連で「**障害者権利条約**」が採択。（2014年 批准）
- ・ 2009年末 障害者制度改革がスタート
「私たち抜きに、私たちのことを何も決めないで！」
- ・ 2016年4月 **障害者差別解消法**がスタート
- ・ 2016年7月 相模原事件（津久井やまゆり園事件）
- ・ 2024年4月 改正障害者差別解消法スタート
- ・ 2024年7月 旧優生保護法裁判、原告の全面勝訴

価値の転換（パラダイムシフト）①

<障害者観が変わった>

「保護の対象」から「**権利の主体**」へ。

*いつのまにか「自分の方が（障害のある人より）物事をわかっている」と思い込んでいないか？

価値の転換（パラダイムシフト）②

<「障害」という問題のとらえ方が変わった>

障害のある人が、生活していく中で制限があるのはなぜ？

“個人の機能障害” のため

⇒ “健全者中心社会がつくるバリア（社会的障壁）” のため

「障害の社会モデル」の起源

(1970年代のイギリス) 隔離施設での生活を経験した重度身体障害者が、気づく。

“我々のことを考慮しない街の構造などのせいで、自分たちは「できなく」させられているのではないか？”

自分たちは“disabled people” (社会によってできなくさせられた人々) である、と自称した。

この人はなぜ困っているのでしょうか。



(ここは駅。階段をあげないと電車に乗れない)

もしも字幕がなかったら？



本が読めないのは、なぜ？



“私は紙の本を憎んでいた。目が見えること、本が持てること、ページがめくれること、読書姿勢が保てること、書店へ自由に買いに行けること、——5つの健全性を満たすことを要求する読書文化のマチズモを憎んでいた。”

市川沙央「ハンチバック」

つまり...

- 歩けない人は、階段をあがれず電車に乗れない
- 聞こえないから、映画を楽しめない
- 自分でページをめくれないから、読書を楽しめない

⇒ 「しかたない」のか？

違う環境があれば、同じように〇〇できるのでは？

古くからある考え方 「障害の個人モデル・医学モデル」

- ・ 見えない、聞こえない、歩けない、知的な遅れ等、
” 身体の欠損 ” が問題だ。

▽解決の責任は？

→ 障害を克服するのは本人（と家族）の責任だ。

療育、リハビリをがんばれ。

できるようにならないと社会に出られないぞ。

今はこっち⇒「障害の社会モデル」

・多様な人がいるにもかかわらず、あたかも健常者しかいないかのようにして社会をつくってきた、
そんな”社会のあり方”こそ問題だ。

段差、情報保障がない、慣行、偏見など、社会の
バリア（障壁）こそが、平等を奪ってきた。

▽解決の責任は？

→バリアをなくすのは社会全体の責任。

「変わるべきは社会の方」

なぜ「社会モデルで考える」の が大事か①

・ 障害のある人に「治す」「適応する」ことを求めるのではなく、バリアだらけの社会のほうが変わることこそ重要だ（特に公的機関にはその責任がある）、ということを明確にしたのが社会モデル。

・ 障壁をとりのぞくのは、目の前の人（＝さらにはすべての人の）権利を守るため。

× 「特別な人のため」 × やってあげる

なぜ「社会モデルで考える」が大事か②

【障害のある人のエンパワメント】

- ・ 障害のある人が、自身の障害とどうつきあうか、医療をどれぐらい使うか、使わないかは、自分で決めていいこと。
- ・ 自分にとってバリアになっていることがあれば、「それを取り除いてほしい」と、堂々と求めることができる。

◎障害者権利条約について

- ・ 21世紀になってから議論が始まり、多くの障害当事者が参加。
⇒2006年12月、国連総会で採択される。



- ・ 策定時のスローガン

”Nothing about us, without us!”

(われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな！)

私が見てきた障害者権利条約

- ・ 2006年夏、ニューヨークの国連で、障害者権利条約づくりの話し合いの様子を見に行く。すごい熱気。

- ・ 世界中のさまざまな人種・民族・障害のある人たちが...

社会から排除するな！

こどもの時から、地域で一緒に学びたい！

「結婚、出産なんて無理」と決めつけるな！

手話は言語！

なぜマツケイ議長は怒ったか？

- ・ 会議場に、紙の資料が置かれている。

→ 紙しかないということは、「誰かを排除している」ということ。

- ・ 「Webの所定の箇所に、データをアップする」というルールが定められていた。

そうすれば、視覚障害者は音声に変換して聞くし、読みが苦手な人はデータを加工したり音声で聞いたりすることができる。

条約が定めている大切なこと①

◎理念：インクルージョン（包摂。「排除」の反対）
自己決定、多様性の尊重。手話は言語。

◎重要な権利

・「どこで、誰と、どんなふうに住らすかは自分で決めることができる」（19条）

施設や病院での生活を強要されない。

条約が定めている大切なこと②

- ・ 地域でともに学ぶ権利（インクルーシブ教育）
- ・ 情報・コミュニケーションへのアクセス
- ・ 公共交通機関へのアクセス
- ・ 働いて生計をたてる権利
- ・ 意思決定に参加する権利
- ・ 「障害のある女性」等への複合差別へのとりくみ
- ・ 障害を理由とした差別は禁止。

合理的配慮がなされないことも「差別」である

「社会モデル」は日本の法律に入っている

- ・ 2011年 **障害者基本法**が改正される

障害の定義の中に「社会的障壁」という文言が入る。

(社会的障壁とは)

- “障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの”

- ・ 2013年 **障害者差別解消法**が成立 →2016年施行、2024年改正

地方条例のとりくみ① ～障害者差別解消法ができる前に～

(私の体験) 京都府で差別解消の条例をつくる運動に加わった。(2008年～2015年)

- ・ 先駆的に千葉県、北海道
- ・ 「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな！」の実践

①知的障害、精神障害のある本人 ②女性障害者

地方条例のとりくみ② ～障害者差別解消法ができる前に～

- ・ 差別事例を集めるワークショップ
～何が「差別」か、わからない
- ・ お互いの障害のことを知らない！
- ・ 昔は犬猿の仲だった団体同士が...
「障害者権利条約というキーワード」
- ・ 緊張が走った瞬間

「障害者差別解消法」とは？

- ・ 目的：

社会のバリアがあるために、障害のある人は平等な権利を制限されていたという認識のもと、社会的障壁（バリア）を除去することで共生社会をつくること。

- ・ 中身：

行政や事業者は、障害のある市民を差別をしてはならないし、

「合理的配慮」（バリアを取り除くための環境調整）をおこなわなくてはならない。

ちょっと考えてみる：

社会的障壁（社会のバリア）とは？

- ◆ **事物** ： 階段等のバリア、使えない道具...
- ◆ **制度** ： 例：欠格条項（「この疾患だと、この仕事につくのは無理でしょう」）
- ◆ **慣行** ： 「これが普通」とされているルールが、健常者を前提にできている
- ◆ **観念** ： 偏見（無力、怖い...等）

ちょっと考えてみる：

発達障害のある人にとっての「社会的障壁」は？

(たとえば感覚過敏により)

ある音が「うるさくて耐え難い」かどうか、
ある紙の色が「まぶしい」かどうか、

・・・が、平均的な人に合わせて決められている社会であること。

「困っている」と理解されにくいこと。

* 「定型発達」の人の無知がバリアに

差別解消法は、2つの差別を禁止している

① 不当な**差別**的取扱い（ひとことと言うと「差別」）

（具体例）

- ・ 精神障害があることが知られると、賃貸住宅を借りようとしても拒否される
- ・ 医療的ケア児と家族が、カフェで入店を拒否される

差別解消法は、2つの差別を禁止している

* 障害のある人が買い物しているのに、店員が、本人ではなく、隣にいる家族やヘルパーとやりとりしようとする。

◎つまり、「正当な理由なしに」「別扱い」して、不利益を負わせること。

「障害のある人にだけ、別の条件をつける」というパターンも多い。

差別解消法は2つの差別を禁止している

② 「合理的配慮を提供しないこと」

(ただし、「過度な負担」がある場合を除く)

(具体例)

・ 車いすを使う人がスロープを設置してほしいと求めたが、無視される。

・ 発達障害の生徒が、受験の時にパソコンで筆記したいと求めたが、「前例がない」と断られる

合理的配慮とは？①

- 障害のある人が、社会のバリアが原因で、困ること（＝他の人と同じように参加できないこと）があった時、
「こうしてほしい」と意思を表明することをきっかけとして、
お互い対話をしながら、社会環境の側を変更・調整する（必要な手立てをとる）こと。
- ・ あくまでも「平等」のために行うこと。
（現状がマイナス。マイナスをゼロに近づける。
「特別扱い」「優遇」ではない）

合理的配慮とは？②

- ・ 行政職員や事業者の立場からすると、

障害のある市民（外見ではわからないことも多い）から「こうしてほしい」という申し出があれば、対話し。できる限り、希望に沿えるようにつとめる。

検討してもそれを行うのが難しい場合は、丁寧に説明する。

* 直感で「無理」と決めつけるのではなく、どうすればできるかを考える。対話から妥協案がうまれることも。

合理的配慮とは？③

- ・障害のある人にとって、合理的配慮が法で定められた意味は？

⇒バリアをとりのぞくよう求めやすくなった。

あきらめていた場所に行ってみよう、
趣味のイベントに参加してみよう、
進路を、より広い選択肢の中から選ぼう...

合理的配慮とは？③

- ・つまり、平等な市民として積極的に生きていくことを法律が後押し。

「堂々と求めているのだ」

- ・そして、「差別ではないか？」という対応があった時、行政の窓口にご相談できる。

⇒行政職員が間に入ることで、話し合いが進み、改善された例もたくさんある

「合理的配慮」よくある誤解

- ・ 「どこまでやったらいいんですか？」
- ・ 配慮≡支援？
- ・ 配慮＝思いやり？！ （権利の視点が欠如）

※reasonable **accommodation**の元の意味「理に叶った**調整**。やりとりして最適解をみつける」

合理的配慮を理解するために①

Q. 「こうしてほしい」という本人からの表明に基づいて、とあるのは、なぜ？

→決めつけないため。同じ障害の種類でも、何が必要かは人によって異なる。

同じ人でも体調等によって違うこともある。対話せずに決めつけてはいけない。

合理的配慮を理解するために②

Q.子どもであったり、知的障害があったりして、「こうしてほしい」と本人が言えない場合は？

→本人のことをふだんから知っている支援者や家族が、かわりに伝える。

(ただし、**本人の意思**が反映されているかどうかの確認は大切)

2019年の参議院選挙後...



こんなふうに差別は起こる①

聴覚障害のある家族がレジャー施設へ。

「災害があったときに放送が聞こえないと危険。

安全が確保できないので、**聞こえる人と一緒にないと入場できません**」と拒否される。



こんなふうに差別は起こる②

大型電気店で、言語障害のある車いすユーザーが買い物しようとした。

「ひとりで来たの？　こんどお母さんと一緒に来てね」と言って、販売を拒否。



こんなふうには差別は起こる③

・ワンステップバスに、車いすユーザーが乗車しようとしたところ、乗務員から「わし、スロープの出し方、知らんねん」と言われ、乗車拒否される。

⇒バス会社は事実を認めて謝罪。
その後、国交省から行政処分。



なぜ差別が起こるのか

- ・ 障害のある人が身近におらず、知る機会がなかったことによる
構造的な問題

「どう接したらいいのかわからない」

「疑問点を聞いていいのかも、わからない」

「何かあったら」

- ・ 対話を避けてしまうことが、多くの差別をうんできた。

ぎこちなくてもいいから、障害のある本人と対話していくことが大切

「合理的配慮」は、障害のことだけではない①

- ・ 障害の分野で「合理的配慮」という語が知られてきたのは、1991年の**ADA法**（米国障害者差別禁止法）

- ・ 米国の公民権法を求める運動（1960年代～）の中で、「社会的にマイノリティであることが不利益にならないよう調整する」ために用いられたのが、

reasonable accommodation（正当な理由がある調整）

例：安息日に仕事を休んだら解雇される？

「合理的配慮」は、障害のことだけではない②

・つまり、人種、宗教、性的指向・性自認...等の点でマイノリティである人が、**そのことで不利にならないよう環境を調整する**のも「合理的配慮」

・ マジョリティ中心の社会のあり方こそが、問題！

例) 日本人中心 (見た目、国籍、使用言語)

異性愛者中心 (婚姻制度もその一つ)

...

「合理的配慮」は元来、障害のことだけを表す言葉ではなかった③

◎「社会モデル」「合理的配慮」の考え方は、障害以外にも応用できる。

たとえば、災害時の情報発信。

「つなみ にげて」

というシンプルな文言を大きく掲げたニュース番組があった。

知的障害のある人、外国出身者等にもわかりやすい。

つまり、合理的配慮とは...

私たちが住んでいる社会は、何重にも「マジョリティ中心」にできていて、マイノリティが不利益を受けやすい。

マジョリティ中心の社会の「歪み」をただすための個別調整が「合理的配慮」だともいえる。

合理的配慮とはもっと公正な（フェアな、平等な）社会を求める取り組みが結実した概念。

人権感覚を磨くために

①何がバリアになっているかを具体的に知る。

（気づきにくい「情報のバリア」、健常者中心のルール...）

②自らの「特権」を考えてみる。

“**特権**”（privilege）：「マジョリティ側の属性を持っていることで、労なくして得ることができる優位性」

自動ドア→どんどん開く。
特権がある人は気づかない

